

## I 高額療養費制度に関するレセプトの記載について

一部負担金額欄については、限度額認定証を提示し高額療養費が現物給付された（＝自己負担限度額を超えた）場合に記載することとなっておりますが、以下のとおり平成27年1月から自己負担限度額が変更になったことから記載事例を掲載しますので、レセプトを作成する際は再度確認の上、提出願います。

なお、「国保70歳以上」と「後期高齢者」について変更はありませんが、以前から記載誤りが多いものについても記載事例を掲載しますので、併せて御確認ください。

### 【国保・70歳未満（限度額適用認定証を提示し、高額療養費の現物支給が行われた場合に限る）】

所得区分	給付割合	適用区分 (限度額適用認定証 または限度額適用・ 標準負担額減額認定証)	自己負担限度額	特記事項	備考欄	記載事例
標準報酬月額 83万円以上	7割	ア	252,600円+（総医療費－842,000円） ×1% 〈多数回該当：140,100円〉	26区ア	記載不要	①
標準報酬月額 53～79万円		イ	167,400円+（総医療費－558,000円） ×1% 〈多数回該当：93,000円〉	27区イ		②
標準報酬月額 28～50万円		ウ	80,100円+（総医療費－267,000円） ×1% 〈多数回該当：44,400円〉	28区ウ		③
標準報酬月額 26万円以下		エ	57,600円 〈多数回該当：44,400円〉	29区エ		④
低所得者		オ	35,400円 〈多数回該当：24,600円〉	30区オ		⑤

①【国保70歳未満 限度額適用認定証（適用区分ア）を提示された場合】

○ 訪問看護療養費明細書		都道府県番号	訪問看護ステーションコード	6	①社・国	3 後期	① 単	② 本	8 高齢一
平成 年 月 分				訪問	2 公費	4 退職	2 2 3 3	4 3 3 3	0 高齢7
公費負担番号①	公費負担番号②	公費負担医療給付番号①	公費負担医療給付番号②	保険者番号	給付				10 9 8 ⑦ ( )
氏名				特記					
訪問した住所				26区ア					
職業上の理由				訪問看護ステーションの住所及び名称					
職業上の理由				1 職務上 2 下船後3月以内 3 通勤災害					
合計	保険	請求	円 ※	決	定	円	負担金額	円	※高額療養費
①	875,230	円 ※	円	円	円	円	252,932	円	備考
②	円 ※	円	円	円	円	円	※公費負担金額	円	備考

請求金額の3割（未就学者は2割）が252,932円（252,600+（875,230-842,000）×1%）を超えた場合、支払を受けた一部負担金の額を記載する。

②【国保70歳未満 限度額適用認定証（適用区分イ）を提示された場合】

○ 訪問看護療養費明細書		都道府県番号	訪問看護ステーションコード	6	①社・国	3 後期	① 単	② 本	8 高齢一
平成 年 月 分				訪問	2 公費	4 退職	2 2 3 3	4 3 3 3	0 高齢7
公費負担番号①	公費負担番号②	公費負担医療給付番号①	公費負担医療給付番号②	保険者番号	給付				10 9 8 ⑦ ( )
氏名				特記					
訪問した住所				27区イ					
職業上の理由				訪問看護ステーションの住所及び名称					
職業上の理由				1 職務上 2 下船後3月以内 3 通勤災害					
合計	保険	請求	円 ※	決	定	円	負担金額	円	※高額療養費
①	598,230	円 ※	円	円	円	円	167,802	円	備考
②	円 ※	円	円	円	円	円	※公費負担金額	円	備考

請求金額の3割（未就学者は2割）が167,802円（167,400+（598,230-558,000）×1%）を超えた場合、支払を受けた一部負担金の額を記載する。

③【国保70歳未満 限度額適用認定証（適用区分ウ）を提示された場合】

○ 訪問看護療養費明細書		都道府県番号	訪問看護ステーションコード	6	①社・国	3 後期	① 単	② 本	8 高齢一
平成 年 月 分				訪問	2 公費	4 退職	2 2 3 3	4 3 3 3	0 高齢7
公費負担番号①	公費負担番号②	公費負担医療給付番号①	公費負担医療給付番号②	保険者番号	給付				10 9 8 ⑦ ( )
氏名				特記					
訪問した住所				28区ウ					
職業上の理由				訪問看護ステーションの住所及び名称					
職業上の理由				1 職務上 2 下船後3月以内 3 通勤災害					
合計	保険	請求	円 ※	決	定	円	負担金額	円	※高額療養費
①	285,230	円 ※	円	円	円	円	80,282	円	備考
②	円 ※	円	円	円	円	円	※公費負担金額	円	備考

請求金額の3割（未就学者は2割）が80,282円（80,100+（285,230-267,000）×1%）を超えた場合、支払を受けた一部負担金の額を記載する。

④【国保70歳未満 限度額適用認定証（適用区分エ）を提示された場合】

○ 訪問看護療養費明細書		都道府県番号	訪問看護ステーションコード	6	①社・国	3 後期	① 単	② 本	8 高齢一
平成 年 月 分				訪問	2 公費	4 退職	2 2 3 3	4 3 3 3	0 高齢7
公費負担番号①	公費負担番号②	公費負担医療給付番号①	公費負担医療給付番号②	保険者番号	給付				10 9 8 ⑦ ( )
氏名				特記					
訪問した住所				29区エ					
職業上の理由				訪問看護ステーションの住所及び名称					
職業上の理由				1 職務上 2 下船後3月以内 3 通勤災害					
合計	保険	請求	円 ※	決	定	円	負担金額	円	※高額療養費
①	285,230	円 ※	円	円	円	円	57,600	円	備考
②	円 ※	円	円	円	円	円	※公費負担金額	円	備考

請求金額の3割（未就学者は2割）が57,600円を超えた場合、支払を受けた一部負担金の額を記載する。

⑤【国保70歳未満 限度額適用認定証（適用区分オ）を提示された場合】

○ 訪問看護療養費明細書										都道府県番号		訪問看護ステーションコード		6	①社・国	3後期	①単	②本	8 高齢一
平成 年 月分										訪問		2 公費	4 退職	2 2 3	4 3	4 3	0 高齢7		
公費負担番号①										公費負担医療給付番号①		保険者番号		給付		10 9 8 7 ( )			
公費負担者番号②										公費負担医療給付番号②		被保険者証・補償者手帳等の記号・番号							
氏名										特記 30区オ		訪問看護ステーションの住所及び名称							
訪問した住所																			
職業上の理由										1 職務上		2 下船後3月以内		3 通勤災害					
合計	保険	請求 円 ※		決定 円		負担金額 円		※高額療養費											
	①	285,230				35,400		※公費負担金額 円		備考		記載不要							
	②							※公費負担金額 円											

請求金額の3割（未就学者は2割）が35,400円を超えた場合、支払を受けた一部負担金の額を記載する。

**【国保70歳以上・後期高齢者で記載誤りが多い事例】**

**ポイント**



- ①国保70歳以上で「特例措置により1割」表示のある高齢受給者証を提示された場合、レセプトの給付は「8高齢一」・「8割」になります。
- ②国保70歳以上 高齢受給者証(特例措置により1割、または2割)及び後期高齢者で、高額療養費の現物給付が行われた(自己負担限度額を超えた)場合、支払を受けた一部負担金額の記載が必要となりますが、保険単独の場合は特記事項の記載は不要です。
- ③国保70歳以上 高齢受給者証(特例措置により1割、または2割)及び後期高齢者で、限度額適用・標準負担額減額認定証(適用区分ⅠまたはⅡ)を提示され、高額療養費の現物給付が行われた(自己負担限度額を超えた)場合、「備考」欄に「低所得Ⅰ」または「低所得Ⅱ」の記載が必要です。

**①【国保70歳以上 高齢受給者証(特例措置により1割)を提示された場合】**

○ 訪問看護療養費明細書		都道府県番号	訪問看護ステーションコード	6 1 社・国 2 公費	3 後期 4 退職	1 単 2 2 3 3	4 単 4 併 3 併	2 本 4 六 3 家	人 歳 族	8 高齢一 0 高齢7
平成 年 月 分				訪問						給付 10 9 8 7 ( )
公費負担番号①	公費負担番号②	公費負担医療受給者番号①	公費負担医療受給者番号②	保険番号	給付					
				被保険者証・補保者手帳等の記号・番号						

法定給付は8割で、患者自己負担の1割を国が負担するため、9ではなく8に○を付する。

**②【国保70歳以上 高齢受給者証(特例措置により1割、または2割)及び後期高齢者(1割)を提示された場合】**

○ 訪問看護療養費明細書		都道府県番号	訪問看護ステーションコード	6 1 社・国 2 公費	3 後期 4 退職	1 単 2 2 3 3	4 単 4 併 3 併	2 本 4 六 3 家	人 歳 族	8 高齢一 0 高齢7
平成 年 月 分				訪問						給付 10 9 8 7 ( )
公費負担番号①	公費負担番号②	公費負担医療受給者番号①	公費負担医療受給者番号②	保険番号	給付					
				被保険者証・補保者手帳等の記号・番号						
氏名	1 男 2 女 1 明 2 大 3 昭 4 平 . . .			特記 記載不要						
訪問した住所	職業上の理由 1 職務上 2 下船後3月以内 3 通勤災害			訪問看護ステーションの住所及び名称						
合計	保険	請求	円	※	決	定	円	負担金額	円	※高額療養費
①		15,000		※			円	12,000	円	備考
②			円	※			円	※公費負担金額	円	

請求点数の1割又は2割が12,000円を超えた場合、支払を受けた一部負担金の額(自己負担限度額を超える場合、自己負担限度額まで)を記載する。

**③国保70歳以上 高齢受給者証(特例措置により1割、または2割)及び後期高齢者(1割)で限度額適用・標準負担額減額認定証(適用区分ⅠまたはⅡ)を提示された場合】**

○ 訪問看護療養費明細書		都道府県番号	訪問看護ステーションコード	6 1 社・国 2 公費	3 後期 4 退職	1 単 2 2 3 3	4 単 4 併 3 併	2 本 4 六 3 家	人 歳 族	8 高齢一 0 高齢7
平成 年 月 分				訪問						給付 10 9 8 7 ( )
公費負担番号①	公費負担番号②	公費負担医療受給者番号①	公費負担医療受給者番号②	保険番号	給付					
				被保険者証・補保者手帳等の記号・番号						
氏名	1 男 2 女 1 明 2 大 3 昭 4 平 . . .			特記 記載不要						
訪問した住所	職業上の理由 1 職務上 2 下船後3月以内 3 通勤災害			訪問看護ステーションの住所及び名称						
合計	保険	請求	円	※	決	定	円	負担金額	円	※高額療養費
①		75,230		※			円	8,000	円	備考 低所得Ⅰ又はⅡ
②			円	※			円	※公費負担金額	円	

請求金額の1割又は2割が8,000円を超えた場合、支払を受けた一部負担金の額(自己負担限度額を超える場合、自己負担限度額まで)を記載し、併せて「備考」欄に「低所得Ⅰ」または「低所得Ⅱ」の記載をする。

## II 難病法に基づく特定医療費（54番公費）に係るレセプトの記載について

平成27年1月から難病法に基づく特定医療費助成制度がはじまりました。主な変更点は以下のとおりですので、レセプトを作成する際は御注意願います。

また、特定医療費に係る公費欄の負担金額（自己負担額）については必ず記載することになります。記載事例を掲載しますので、御活用下さい。

### ・患者負担割合：2割

医療保険の患者負担割合が3割の者（70歳未満及び70歳から74歳で現役並み所得者）については、負担割合が2割に軽減される。

なお、医療保険の患者負担割合が2割の者や70歳から74歳で特例による1割の者のほか、75歳以上で1割の場合は、それぞれの負担割合が適用される。

### ・訪問看護も自己負担あり

病院、診療所における受診以外に、薬局での保険調剤、医療保険における訪問看護ステーションが行う訪問看護及び介護保険における訪問看護等が含まれる。

### ・難病法に基づく特定医療費の自己負担上限額

法別番号	54045018 (既認定者経過措置3年間)			法別番号	54046016 (原則)		
階層	外来+入院			階層	外来+入院		
	一般	現行の重症病者	人工呼吸器等装着者		一般	高額かつ長期	人工呼吸器等装着者
低所得Ⅰ	2,500	2,500	1,000	低所得Ⅰ	2,500	2,500	1,000
低所得Ⅱ	5,000			低所得Ⅱ	5,000	5,000	
一般所得Ⅰ	5,000	5,000		一般所得Ⅰ	10,000	5,000	
一般所得Ⅱ	10,000			一般所得Ⅱ	20,000	10,000	
上位所得	20,000			上位所得	30,000	20,000	

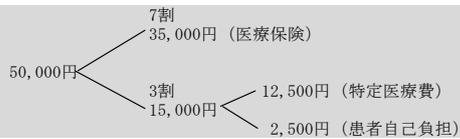
**注意！**

特定医療費に係るレセプトの記載については、公費欄の負担金額（自己負担額）と、受給者証を提示された場合、特記事項の記載が必要になります。

※管理票の自己負担額の累積額が上限額に達し、自己負担が生じない場合は、公費欄の負担金額に「0円」と記載してください。

**①【国保70歳未満 特定医療受給者証（適用区分「オ」、階層区分「低所得Ⅰ」、自己負担上限額2,500円）を提示された場合】**

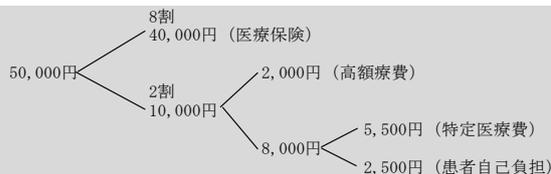
○ 訪問看護療養費明細書		都道府県番号	訪問看護ステーションコード	6 ①社・国 3 後期 1 単 2 独 ② 本人 8 高齢一 訪問 2 公費 4 退職 3 3 併 4 3 家族 0 高齢7
平成 年 月 分		保険者番号	給付	10 9 8 7 ( )
公費負担番号①	5 4	公費負担医療受給者番号①		
公費負担番号②		公費負担医療受給者番号②		
氏名	1 男 2 女 1 明 2 大 3 昭 4 平 . . .	特記	訪問看護ステーションの住所及び氏名称	
訪問した住所		30区オ		
職業上の理由	1 職務上 2 下船後3月以内 3 通勤災害			
保険	請求 円 ※ 決定 円	負担金額 円	※高額療養費	
合計①	50,000	2,500	※公費負担金額	備考 記載不要
合計②			※公費負担金額	



**②【国保70歳以上 高齢受給者証（2割）と特定医療受給者証（適用区分Ⅰ、階層区分「低所得Ⅰ」、自己負担上限額2,500円）を提示された場合】**

○ 訪問看護療養費明細書		都道府県番号	訪問看護ステーションコード	6 ①社・国 3 後期 1 単 2 独 ② 本人 8 高齢一 訪問 2 公費 4 退職 3 3 併 4 3 家族 0 高齢7
平成 年 月 分		保険者番号	給付	10 9 ⑧ 7 ( )
公費負担番号①	5 4	公費負担医療受給者番号①		
公費負担番号②		公費負担医療受給者番号②		
氏名	1 男 2 女 1 明 2 大 3 昭 4 平 . . .	特記	訪問看護ステーションの住所及び氏名称	
訪問した住所		19低所		
職業上の理由	1 職務上 2 下船後3月以内 3 通勤災害			
保険	請求 円 ※ 決定 円	負担金額 円	※高額療養費	
合計①	50,000	8,000	※公費負担金額	備考 低所得Ⅰ
合計②		2,500	※公費負担金額	

高額療養費が現物給付された場合、負担金額の項には、支払を受けた一部負担金(2,500円)と公費負担医療が給付する額(5,500円)とを合算した金額を記載すること。



③【国保70歳以上 高齢受給者証(特例措置により1割)と特定医療受給者証(適用区分Ⅲ、階層区分一般所得Ⅱ、自己負担上限額10,000円)を提示された場合】

○ 訪問看護療養費明細書		都道府県番号	訪問看護ステーションコード	6	1	社・国	3	後期	1	2	単	2	本	8	高齢一	
平成 年 月 分				訪問	2	公費	4	退職	3	3	併	4	六	0	高齢7	
				保険者番号										給付	10 9 8 7 ( )	
公費負担番号①		5 4		公費負担医療給付番号①												
公費負担番号②				公費負担医療給付番号②												
氏名		1男 2女 1明 2大 3昭 4平 . . .		特記		18一般		訪問看護ステーションの住所及び名称								
訪問した住所																
職業上の理由		1 職務上 2 下船後3月以内 3 通勤災害														
合計	保険請求	円	※	決定	円	負担金額	円	※高額療養費								
①	50,000	円	※		円	10,000	円	※公費負担金額	円	備考	記載不要					
②		円	※		円		円	※公費負担金額	円							



④【後期高齢者・75歳以上 後期高齢者被保険者証(1割)と特定医療受給者証(適用区分Ⅰ、階層区分低所得Ⅰ、自己負担上限額2,500円)を提示された場合】

○ 訪問看護療養費明細書		都道府県番号	訪問看護ステーションコード	6	1	社・国	3	後期	1	2	単	2	本	8	高齢一	
平成 年 月 分				訪問	2	公費	4	退職	3	3	併	4	六	0	高齢7	
				保険者番号		3 9								給付	10 (9) 8 7 ( )	
公費負担番号①		5 4		公費負担医療給付番号①												
公費負担番号②				公費負担医療給付番号②												
氏名		1男 2女 1明 2大 3昭 4平 . . .		特記		19低所		訪問看護ステーションの住所及び名称								
訪問した住所																
職業上の理由		1 職務上 2 下船後3月以内 3 通勤災害														
合計	保険請求	円	※	決定	円	負担金額	円	※高額療養費								
①	50,000	円	※		円	2,500	円	※公費負担金額	円	備考	記載不要					
②		円	※		円		円	※公費負担金額	円							



特定医療受給者証が提示された場合、70歳未満、70歳以上、限度額適用認定証または限度額適用・標準負担額減額認定証の提示に関わらず、受給者証に記載されている適用区分に該当する特記事項の記載が必要です。また、70歳以上の低所得の場合で「保険」の項の「一部負担金額」の項に記載を要するものは、「備考」欄に「低所得者Ⅰ」または「低所得者Ⅱ」の記載が必要になります。

【難病法による特定医療受給者証に適用区分の記載がない場合】

難病法による特定医療受給者証に適用区分の記載がない場合の取扱いについては、平成26年12月22日保医発1222第2号厚生労働省保険医療課長通知「診療報酬請求書等の記載要領等について」等の一部改正に基づき、以下のとおりとなります。

提示パターン	レセプトの「特記事項」欄への記載
① 「受給者証に適用区分の記載がないもの」のみを提示された場合	特記事項へは記載しない
② 「受給者証に適用区分の記載がないもの」と「70歳以上高齢受給者証3割」を提示された場合 「後期高齢者被保険者証3割」を提示された場合	「17上位(現役並み)」として記載する
③ 「受給者証に適用区分の記載がないもの」と「限度額適用認定証又は限度額適用・標準負担額減額認定証」を提示された場合	限度額適用認定証又は限度額適用・標準負担額減額認定証に応じた記載とする